訴訟事例紹介

|該道路を構成する敷地について に供するために管理してい 占有権を有するとされた事例

埼玉県越谷市 占有権に基づく妨害予防請求事件

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

[一審判決]

平成一三年一月一六日 浦和地裁越谷支部

(請求認容

[一審判決]

平成一三年一〇月三〇日

東京高裁

請求棄却

(上告審判決)

平成一八年二月二一日

最高裁第三小法廷

(原判決破棄(東京高等裁判所に差し戻し)

はじめに

理している地方公共団体が当該道路を構成する敷 地について占有権を有するか否かという点につい 本件は、道路を一般交通の用に供するために管 「占有権」とは、 最高裁が判断を示したものである。 自己のためにする意思をもっ

> 二百二条)。 様々な効力を有するが、その一つとして、占有物 種の物件である (民法第百八十条)。 占有権は 有訴権) に対する妨害の排除・予防等を請求する権利(占 が認められている (同法第百九十七条~

て物を所持すること(占有)によって取得する一

生し、 行われるような場合においては、上記手段では限 に支障を及ぼす虞のある行為が短時間で繰り返し は、実際に交通に支障を及ぼす虞のある行為が発 十三条第二号)、これに違反している者に対して ぼす虞のある行為をすることを禁じており 処分)ことが可能であるが、本手段によるために は当該行為の中止等を命ずる(第七十一条:監督 道路法においては、道路に関し交通に支障を及 継続している必要がある。そのため、

> られるところである。 する措置を講じることが必要となる場合が考え

あり、 地方公共団体は、 客観的関係にあると認められる場合には、 えられる。 地について占有権を有する、 るか否かにかかわらず、当該道路を構成する敷 路管理者の事実的支配に属するものというべき 用に供するために管理しており、 本件は、地方公共団体が、 態様によれば、 前述した背景から意義を有するものと考 道路法上の道路管理権を有す 社会通念上、当該道路が道 と判示したもので 道路を一 その管理の内 般交通

以下、 判決を紹介する。

1 事案の概要

本件は、 上告人(越谷市) が、 道路法所定の

界があることから、あらかじめ妨害の予防を請求

道路管理者(以下「道路管理者」という。)とし道路管理者(以下「道路管理者」という。)によって構成される道路(以下「本件道路敷」という。)によって構成される道路がら、本件道路敷について占有権を有するところ、がよ告人(Y)らが上告人の占有を妨害するおそれがあるとして、被上告人らに対し、本件道路敷について、民法百九十九条に基づき、占有の妨害について、民法百九十九条に基づき、占有の妨害の予防を求める事案である。

2 事実関係の概要

りである。 上告人の主張する事実関係の概要等は、次のと

(1) 本件道路の現況は、東武鉄道伊勢崎線の北(1) 本件道路の現況は、東武鉄道伊勢崎線の北越谷駅東口から県道大野島越谷線に通じる幅度七・二〇m、延長四七・八〇mの越谷市道であり、同駅前を発着場所とするバス、タクシーや電車の乗降客等が往来する終日交通量の多い道路である。

敷の一部である。(以下「本件各土地」という。)は、本件道路(以下「本件各土地」という。)は、本件道路

件道路敷によって構成される本件道路を開設るAから本件各土地の寄附を受けてその所有(2) 国は、明治三三年初めころ、前所有者であ

し、その供用を開始した。

その後、旧道路法(昭和二七年法律第百八十一号による廃止前のもの)の下においては、埼玉県知事が国の機関として本件道路を県道として管理し、道路法が昭和二七年一二月五として管理してきたが、同年三月以降は、上告受け、道路管理者として、本件道路を県道として管理してきたが、同年三月以降は、上告人が、国から本件道路敷の無償貸付けを受け、道路管理者として、本件道路を市道として管理している。

- ため、本件道路について、 者として、本件道路を一般交通の用に供する) 上告人は、昭和四二年三月以降、道路管理
- 製及び保管を行い、② 道路法二十八条に基づき、道路台帳の調
- 保つために必要な維持、修繕を行い、 道路舗装補修工事を、昭和六三年には道路舗装工事を行うなど、本件道路を常時良好な状態にを行うなど、本件道路を常時良好な状態に
- は、道路の占用の許可を与え、 道路を継続して使用する必要がある場合に 道路を継続して使用する必要がある場合に がある場合に基づき、電線、電話

- (5) 同法七十一条に基づき、被上告人らが本件道路について後記4)の交通妨害行為を行お原状を回復することができないときにお原状を回復することができないときには、行政代執行法に基づく代執行をするなけ、本件道路の管理、占有をしている。
- (4) 国は、本件各土地の寄附を受けた後も、所有権移転登記手続をしていなかったため、本件各土地の登記名義はAのままであったところ、平成四年一〇月一日、被上告人Y1は原判決別紙物件目録1記載の土地について、それぞY2は同目録2記載の土地について、それぞれ同日売買を原因とする所有権移転登記を受れ同日売買を原因とする所有権移転登記を受けた後も、所

年一〇月二一日ころから平成九年九月七日また。、本件各土地の所有者である旨主張して、 上告人に対し、本件各土地を時価で買い取るか、その代替地を提供するよう執ように要求か、その代替地を提供するよう執ように要求か、その代替地を提供するよう執ように要求が、本件各土地は国の所有であり、被上告人が何要求に応じることはできないとして、これを拒否したところ、被上告人らの所有する本件各土地を使用しているなどと主張して、平成五生地を使用しているなどと主張して、平成五生地を使用しているなどと主張して、平成五生地を使用しているなどと主張して、平成五年人らは、同月一五日ころから平成九年九月七日ま

での間、

断続的に、

本件道路の交通を妨害し、

後も、本件道路の交通を妨害するおそれがあかのような態度を示した。被上告人らは、今あるいは、今にも本件道路の交通を妨害する

3 被上告人らは、国が本件各土地の所有権を有すや、上告人が本件道路敷について占有権を有すや、上告人が本件道路の供用を開始したこと

を棄却した。 原審は、次のとおり判断して、上告人の請求

4

道路管理権は、道路管理者に対して、民法その他の私法上の権限とは全く無関係に、道路法によって独自に与えられたものであり、その内容及び範囲は、同法が定めるところに限定されるというべきである。また、道路管理権は、あるというべきである。また、道路管理権は、あるというべきである。また、道路管理権は、あるというべきである。また、道路管理権は、あるというべきであるから、これを行使することが、されるものであるから、これを行使することが、ある意思をもって物を所持すること」に当たるとが、

路を現に管理していることを主張、立証するだる場合には、単に道路管理権を行使して当該道る道路の敷地について占有権を有すると主張す以上によれば、道路管理者が、自己の管理す

いうべきである。の取得原因事実を主張、立証する必要があるとけでは足りず、道路管理権とは別個に、占有権

断するまでもなく、上告人の請求は理由がない。きである。したがって、その余の点について判張する上告人の主張は、それ自体失当というべ張する上告人の主張は、それ自体失当というべ張すると、本件道路敷について占有権を有

5 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。 (1) 占有権の取得原因事実は、自己のためにする意思をもって物を所持することであるところ(民法百八十条)、ここでいう所持とは、社会通念上、その物がその人の事実的支配に属するものというべき客観的関係にあることを指すものと解される(大審院昭和一五年(オ)第一号同年一〇月二四日判決・法律新聞4637号一〇頁参照)。

られる場合には、当該地方公共団体は、道路 交通の用に供するために管理しており、その 管理の内容、態様によれば、社会通念上、当 該道路が当該地方公共団体の事実的支配に属 するものというべき客観的関係にあると認め するものというべき客観的関係にあると認め

該道路を構成する敷地について占有権を有すを所持するものということができるから、当ず、自己のためにする意思をもって当該道路ず、自己のためにする。
| である。

るというべきである。

(2) これを本件についてみると、上告人が、本件道路を一般交通の用に供するために、その主張するとおりの内容、態様で本件道路を管理している事実が認められるとすれば、上告人は、本件道路敷についてみると、上告人が、本

世由がある。 世由がある。、 上告人の本件道路敷について の占有権の取得原因事実の主張はそれ自体失当であるとして、上告人の主張する事実関係 まを棄却した原審の判断には、判決の結論に 求を棄却した原審の判断には、判決の結論に なる。論旨は、以上と同旨をいうものとして、 る。論旨は、以上と同旨をいうものとして、

戻すこととする。 更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し、 以上のとおりであるから、原判決を破棄し、

おり判決する。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のと

〈参考条文〉

○民法(明治二十九年法律第八十九号)

(占有権の取得

をもって物を所持することによって取得する。 第百八十条 占有権は、自己のためにする意思

(占有保全の訴え

ができる。 の妨害の予防又は損害賠償の担保を請求すること おそれがあるときは、占有保全の訴えにより、そ

第百九十九条 占有者がその占有を妨害される

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

(道路に関する禁止行為

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為 をしてはならない。

ぼす虞のある行為をすること。 積し、その他道路の構造又は交通に支障を及 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

(道路管理者等の監督処分

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれか に基づく命令の規定によつて与えた許可若しく に該当する者に対して、この法律又はこの法律

> 転 り生ずべき損害を予防するために必要な施設を じ。) に存する工作物その他の物件の改築、移 命ずることができる。 すること若しくは道路を原状に回復することを と連結する施設を含む。以下この項において同 中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路 はその条件を変更し、又は行為若しくは工事の は承認を取り消し、その効力を停止し、若しく 除却若しくは当該工作物その他の物件によ

二 三 (略)

る者

定又はこれらの規定に基づく処分に違反してい

この法律若しくはこの法律に基づく命令の規

2 (以下略